

福島地区国道協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「福島地区国道協議会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、福島河川国道事務所管内の一般国道の整備の促進及びその適切な維持管理を支援し、もって地域の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関に対する整備促進にかかわる活動
- (2) 道路愛護活動の啓蒙、道路管理充実の支援
- (3) 道路を生かした地域づくりの研究
- (4) 講演会、講習会等の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要なこと

(会 員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する市町村長とする。

(総 会)

第5条 総会は会長が必要と認めるとき招集する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。役員は総会で選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計監事 1名

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、職名をもって交代する役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。但し、会長の属する市町村からの負担金の徴収等に係る職務については、会長が指名した副会長が統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(事務局)

第8条 事務局は会長の属する市町村におく。

(経費)

第9条 本会の経費は、負担金及び寄付金による。

2 負担金は総会に諮って決める。

(会計事務)

第10条 会計事務は事務局で行い、これの監査を会計監事が行う。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附則 本規約は、平成2年11月15日から施行する。

附則 この規約は、平成14年4月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則 この規約は、平成15年5月1日から施行する。

附則 この規約は、平成31年4月22日から施行する。